

事 務 連 絡
平成23年3月17日

各都道府県地域主権改革担当部局 御中

内閣府地域主権戦略室

「アクション・プラン」を推進するための相談窓口について（通知）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

平成22年12月28日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定されたところですが、当該アクション・プラン3.（2）に基づき、地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限（別添資料参照）について、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進するため、下記のとおり、チーム会合において、地方自治体からの相談窓口の設置が決定されましたので、お知らせいたします。

記

1. 相談事項

アクション・プラン3.（2）に記載する「複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自

己仕分け」結果において「A－b」又は「B」とされたもの等) について、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的に移譲を進めること」に係るもの

2. 相談先

内閣府地域主権戦略室にお願いいたします。

3. 相談後の流れ

内閣府地域主権戦略室に相談をいただいた後、その内容を当室で確認した上で、さらに踏み込んだ検討が必要なものについて、地方自治体と関係府省との間で検討していただく場合があります。

(注1) 関係府省と直接協議を行っても、円滑に検討が進まない等の問題が生じた場合には、内閣府地域主権戦略室に御相談ください。

(注2) 地方自治体からの相談や関係各府省の検討状況については、定期的にフォローアップを行い、「共通課題チーム」会合に報告いたします。

4. その他

相談等については、以下の連絡先まで直接メール、文書等でお問い合わせいただくようお願いいたします。

また、「アクション・プラン」について、ご質問等がありましたら、以下の問い合わせ先までご照会ください。